

昭和四十三年五月七日(火曜日)

參議院運輸委員會會議錄第十五號

委員の異動		四月二十五日		午後一時三十九分開会	
出席者は左のとおり。		岡本 勝君	柳田 桃太郎君	河野 謙三君	大谷 賢雄君
理事 委員長	谷口 廉吉君	久保 勘一君	長谷川 仁君	井野 穎哉君	木村 陸男君
		森中 守義君	仁君	柳岡 秋夫君	久保 勘一君
		柴田 栄君	柴田 栄君	河野 謙三君	河野 謙三君
		柳岡 秋夫君	竹中 恒雄君	井野 穎哉君	水沢 一精君
		辻 武寿君	元君	柳岡 秋夫君	小酒井義男君
		井野 穎哉君	恒夫君	河野 謙三君	田代富士雄君
		江藤 智君	元君	柳岡 秋夫君	河野 謙三君
		平島 敏夫君	元君	柳岡 秋夫君	三郎君
		木村美智男君	元君	柳岡 秋夫君	川仁君
		野々山 一二君	元君	柳岡 秋夫君	川仁君
		大谷 賢君	元君	柳岡 秋夫君	川仁君
		温水 三郎君	元君	柳岡 秋夫君	川仁君
		大谷 賢君	元君	柳岡 秋夫君	川仁君
		野々山 一二君	元君	柳岡 秋夫君	川仁君
		大谷 賢君	元君	柳岡 秋夫君	川仁君
		吉田善次郎君	吉田善次郎君	吉田善次郎君	吉田善次郎君
		金子 岩三君	金子 岩三君	金子 岩三君	金子 岩三君
		町田 直君	町田 直君	町田 直君	町田 直君
		堀 武夫君	堀 武夫君	堀 武夫君	堀 武夫君
		鈴木 瑛吉君	鈴木 �瑛吉君	鈴木 瑋吉君	鈴木 瑋吉君
		事務局側	事務局側	事務局側	事務局側
		政府委員	政府委員	政府委員	政府委員
		運輸政務次官	運輸大臣官房長	運輸大臣官房長	運輸大臣官房長
		運輸省海運局長	運輸省自動車局長	運輸省自動車局長	運輸省自動車局長
		○港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	○日本開發銀行に関する外航船舶建造融資利子補 給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提 出、衆議院送付)	○運輸事情等に関する調査 (自動車行政に關する件)	○委員長(谷口廉吉君) ただいまから運輸委員会 を開会いたします。
		委員の異動について報告いたします。	去る四月二十五日、森中守義君、岡本悟君が委 員を辞任され、その補欠として柳岡秋夫君、長谷	川仁君が選任されました。	

二八五

また、二十六日には、柳桃桃太郎君、長谷川君が委員を辞任され、その補欠として河野謙二君、柴田栄君が委員に選任されました。

また、二十七日には、柴田栄君、柳岡秋夫君が委員を辞任され、その補欠として竹中恒夫君、野上元君が選任されました。

また、昨五六日に、竹中恒夫君、辻武寿君、野上元君が委員を辞任され、その補欠として岡本悟君、田代富士男君、森中守義君がそれぞれ選任されました。

差を是正し、もつて、国民经济の健全な发展に寄与するためには、港湾の緊急かつ計画的な整備を推進する必要があることは申すまでもないところであります。このよき見地から、政府は、昭和四十年度を初年度とし昭和四十四年度に至る港湾整備五カ年计画を策定し、これに基づいて港湾整備事業の実施を銳意推進してまいったのであります。

しかしながら、近年におけるわが国経済の高度成長に伴い、港湾取り扱いの貨物量は予想外の伸び

また、本日、木村美智男君、井野硕哉君、平島敏夫君、江藤智君が委員を辞任せられ、その補欠として、野々山一三君、久保勘一君、大谷賛雄君、温水三郎君がそれぞれ選任されました。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(谷口慶吉君) 御異議ないと認めます。  
それでは理事に岡本悟君を指名いたします。

○委員長(谷口慶吉君) 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたしました。中曾根運輸大臣。

○委員長(谷口慶吉君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

取のみにとどめておきます。

席者は左のとおり。  
委員長 理事 谷口 慶吉君

○田代富士男君：わが国の海運界は御承知のとおりに、三十九年の四月に画期的な事業の集約化に踏み切りまして、三十八年に制定されました再建整備法、また利子補給法、いわゆる海運二法といわれますこのもとに、自立体制の第一歩を踏み出してまいりました。この集約化によりまして形成されてきた努力は、日本郵船を中心としたとして申しますが、六グループの中核会社が中心となつて、今日まで経営の合理化、船腹量の増加等をはかつてまいりました。その結果、漸次上昇線をたどつてまいった今日じゃないかと思います。中にはいろいろまだ問題点になるところも多々あります、一般的に上向きの上昇を示してきた。そのときに当たりまして、ただいま委員長から議題として申されましたように、利子補給の一部を改正する法律案のこの問題につきまして、どうしてこのような措置を新たに講じなければならないのか、もうここまできただのじゃないかと、われわれはそのような見方をするのですが、どうしてもそのようにしなくちゃならない——海運業界全般を通じまして、その意義づけと申しますか、大臣自身のお考えについて、まず当初にお願いしたいと思うわけなんですよ。

○國務大臣（中曾根康弘君）：海運の船舶建造等が、お説のように、整備措置によりましてある程度の自活力を回復しましたことは御指摘のとおりでござります。しかしながら、日本の現在の経済成長に伴いまする国際収支の改善という面あるいはさらに外国側が自分の海運振興のためにやつておりまする助成措置等を検討いたしますと、やはりある程度日本もこれに対抗する措置が必要でありまして、もしそれを行なえない場合には、かなりの劣勢な地位にまた転落する危険性があるのでござります。また、一面におきまして、日本の国際収支を改善するという面から、どうしても積み取り比率の改善、積み取り比率の改善のためには船腹量を強化するということが喫緊の要点になつてしまいまして、そういう点からいたしまして

も、利子補給という形によりまして建造を促進するという必要性があるのでございます。政府としては、たしましては、ただいま海運造船合理化審議会に諮問をしておりまして、集約整備後の日本海運政策をいかにすべきかということを、いま答申を待つておるわけでござりますけれども、四十三年度は、この一年に限りましてこの臨時措置法を適用いたしまして、そうして次の答申を待つて次の措置を行なう。整備 자체がもう一年かかるわけでございまして、利子補給もまたもう一年これに並行して行なう必要があるのでござります。

○田代富士男君　いま大臣が御説明なされました  
が、整備自身もあと一年かかると、まあそういうことで提案理由説明の中にも「集約の実施の確認が当初の予定よりおくれ、昭和三十九年度に行なわれましたため、内容を強化した利子補給契約は昭和三十九年度から結ぶこととなり、その結果、昭和四十三年度は再建整備計画期間中であるにもかかわらず、日本開発銀行の融資に関する利子補給契約を結ぶことができないこととなつております」と、このように先に大臣も申されましたが、この間の事情も、もうちょっと詳しく述べて当局者から聞かしていただきたいと思うのです。

○政府委員(堀武夫君)　再建整備の経緯でござりますが、昭和三十六、七年ごろ、いわゆるスエズ・ブーム直後の非常な不況、戦後のいわゆる非常に打撃をこうむった日本海運はその不況のどん底で苦しい状況になつたのであります。そのため、そのままで日本海運はつぶれてしまふおそれがあるという強い意見が出てまいりまして、それで三十八年に再建整備ということ行なわれた状態になつてきたわけでござります。それで、この再建整備のこの政策の根幹となる点が三つあるわけであります。一つは、いわゆる集約、企業の集約ということを行なうことによつて、企業の体力を強化し、過当競争を少なくし、そらして経費節減、合理化ということを行なう、それを前提といたしまして、過去の利子の猶予、いうなればたな上げでございます。それが一つと、それか

ら、それ以後新しい船をつくる場合の利子補給を強化すると、こういう三つの政策が行なわれることになったわけでございます。そこで、再建整備法によりますと、この集約計画というものと自立計畫というものを二つ運輸大臣に提出して、そして大臣がそれを承認をし、そして確認することによって利子のたな上げということを五年間行なうことになりますと、この集約といふことは、二十数個の会社を一挙に六つのグループにすることによりまして、少なくともそういう主要なオペレーターを二つ以上合併する、非常にいまだかつてない業界の再編成と申しますか、そういうことを前提として行なうことになりますと、利子のたな上げということを五年間行なうわけでございます。そしてそういう合併というような、企業にとっては非常に重大なことでございまして、それはほんとうに達成できるということをはつきり運輸大臣が確認したる後、五年間利子の猶予をする、こういうことになっておるわけですがございます。同時に、いまの大坂商船、それから三井船舶が合併するなんということは、何人も予想だにもしなかったような事態でございまして、合併それ 자체は非常な困難な話し合いのものとに行なわれたのであります。これも最終のぎりぎりになつて、やつと。そういう話がまとまつたので、決して確認を故意におくらすとか何とかいう事態じやございませんで、誠心誠意そういう合併の話し合いが行なわれて、そしてようやく三十九年の四月から七月くらいまでの間に集約が行なわれた。で、当初の予定といたしましては三十八年以内にこの集約を行なう、そういう前提で三十八年度から利子補給を強化した予算をとつておったのであります、それが集約が、いま申しましたような事情でずれましたために、三十八年度の利子補給の予算などは不要に、半分くらいになつたというような事情のわけでございます。

ざいますが、だからこれは当初の目的からずらなければ、これは一緒にしなくてもよいものじゃないかと思うわけなんです。それを、だが、もう一年間整備期間があるから一緒にしてもらいたいといつても、いまさっき大臣にも申しましたとおりに、当初の目的というものはこれは段階がございまして、ここまで達成できただけれども、また、この段階ではもっと不足があります。この時点ではここまできましたが、もっと不足はあるのじやないかと思う。それはある程度の限度というものはないか自身が納得できるような理由に私はならないじやないかと思うんです。もう当初の目的はほぼ達成したのじやなからうか、そのように思うわけなんですが、提案理由を見ましても説得力のないような理由になつておりますし、この点について、どうしてもというような意向は一つも、われわれ自身が動かされるような感じを受けないわけなんですね。ところが、どうしてもやってもらわなくちゃならないということをおおっしゃいますけれども、この点ですけれども、はつきりと、一年間だけ延ばしてもらいたい、そうすると、一年間延ばしてから先はどうなるのか。また、もしもこれが一年間延長できなかつた場合に、いま問題になつております外航船舶建造の今後の見通しとうものに対してもうなるか。もう延長してもらつたものとしていま計画をお立てになつていらっしゃるのか。もしもこれが通らなかつた場合には利子の補給がなくなつた場合に外航船舶建造の見通しいうものはどうのようになつておるのか、その点をあわせてひとつ御説明願いたいと思います。

しては利子補給をやつております。アメリカはそれ以上の強力な助成措置をやっております。そういう情勢の中で、海運を非常に大事な国策とする日本といたしまして、これを直ちに裸にしてしまうということは競争力を非常に弱体化することになります。そこで整備期間中の一年でござりますから、この期間は依然從来どおりやつてもらうことにして、それ以降のことはいま海造審査議しておりまして、七月末ぐらいまでに答申をもらいまして、それによつて次の手を打つて、こうというのがわれわれの考え方でございます。お説のとおり、船舶の建造といふものは非常に長期計画のもとに行なわれることで、大体荷主のほうがどういう荷物を積む船をつくるかということで船主側とも相談をし、そうして造船所をきめて、いよいよ仕事にかかるという段取りをしますので、確かに、ある見通しがないと荷主と船主との間で契約を締結することもちょっと困難な問題も出てくるわけです。そういう不便も出てくることも考慮いたしまして、できるだけ早期に海造審査の答申をもらいまして次の措置を行ないたいと考えておるわけでございます。

○田代富士男君 今後の外航船舶建造の見通しはどうのくらいにお考えになつていらっしゃるのか、当局からお聞きしたい。

○政府委員(堀武夫君) ただいま大臣からの御説明にありましたように、この再建築以後の建造計画といふものは、とりあえず経済社会発展計画というものがございまして、それが四十六年まででございます。四十二年から四十六年までの間に九百万トンつくるということになっております。そのあとはどうなるかということにつきましては、いま海運造船合理化審議会でその政策の目標といふものをどのように考えるかということに関する連をいたしまして御意見を承つて策定をいたしました。かように考えております。で、いろいろ考え方方はございますが、いま海運収支といふものは非常に悪く、四十一年で五億九千万ドルぐらいの赤字、四十一年度は八億ドル台の赤字になる見込

みでございます。そういう点から見ますと、ここで思い切った海運国際収支改善対策というものを立てる必要があると思われます。それでわれわれは少なくとも港湾経費の収支等は別といたしまして、運賃収支だけでもせめてバランスがとれるようにならしたいということで、いろいろ数字をいまつくりつておるところでございます。

○田代富士男君 将來の見通しに對して九百万トンという一応の目標を示していらっしゃるわけなんですが、御承知の第二十四次の問題でございますが、こののような利子補給制度というものがあと一年で打ち切られるという問題もからんでおるのじゃないかと思いますが、これに三百三十万トンほどどの応募があつたということを聞いておりまします。それに対しても将来は九百万トンまでもというお見通しでござりますし、それはやはり年度年度累積していくこそ成り立っていくわけなんですですが、三百三十万トンの応募があつたうちに、これを二百二十万トンに圧縮をした。それぞれの理由があると思いますが、その圧縮した理由とその方針、どうしてそのように、九百万トンを目指にするならば、こういう点も全面的に船腹量の増加といたことも考えていく面と両方あわせて、やはりその年々のいろいろな問題点もあると思いますけれども、こういうようにも措置をとった理由、その点についてひとつ御説明を願いたいと思います。

○政府委員(堀武夫君) 経済社会発展計画といいますのは、四十二年から四十六年までの計画でございます。そして船廈につきましては建造期間に相当取られますので、四十五年までに船が動き得る態勢にするためには四十五年までに建造を終らなければいけないというので、使える年は四年間になります。それでこの九百万トンのうち百万トンは自己資金による建造というふうに予定をいたしましたが、八百万トンを四年間でやる、こういう予算のワクは二百二十万トンということをございまして、

二百万トンベースに対し二十万トンオーバーしておりますが、これは二十三次からのずれ込みでございまして、それで字算上は一百二十万トンと、こういうわけになつておるわけでございます。それで御承知のとおり利子補給が、もうこの法律が延びてもあと一年でおしまいということになりますと、二十四次船でどうしてもつくっておきたいという船主が当然多くなつてくるわけでございます。で、この四、五年の間は建造希望に大体見合った予算のワクと申しますか、そういうものを確保できたのであります、ことしはいついたような最後の機会になるかもしないといふので、建造希望がわれわれの予想しておったよりも多かった、そういう意味で予算のワクにはならないために三百三十万トンを、予算のワクの二百二十万トンにはめ込むために削るということに相なつた次第でござります。

と、中核六社でございますが、これは昨年度の決算期を見ましても年に六分配当くらいの態勢を整えるところまでも来ておるわけです。まあ、企業体としての力もすでに回復をしてきている。そこで、当初の再建築の目的の償却不足解消もこれにはほぼ、まだ満たされてないところもありますが、将来の見通しを入れるならば昭和四十四年の五月くらいまでには完全に達成できるような見通しにも立っている。こういうところからして私は、そのような、あと一年間というような延長はするべきではないと思うわけなんです。このような当初の出発の目的から不足はないような措置じやなかろうかと思うわけですが、これに対する大臣の考えはいかがでござりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 若干復配してきた会社もございますが、それは全部というわけではなく、業績のいいわざかなものでございます。

それから、償却につきましては、外国の水準が大体十五年で償却しておるのを日本の場合は十八年でやっております。外国並みに十五年で償却をするようになりますとまだ非常な償却不足があるわけでございます。したがいまして、少なくとも外国レベルの水準に引き上げるためにもまだしばらくの間援護する必要があるのでございます。

○委員長(谷口慶吉君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。

○田代富士男君 まあ、ずいぶん委員長から、あれでございますが、いま大臣が国際的な競争の上からと、そのように申されます。確かに最近の時代というものは国際的な競争の上に立っていくなかつたならば日本の国の海運の發展あるいは経済の發展もあり得ないという理由はわかりますが、それよりも大事なことは、国内の経済を安定させること外に伸びていく力をいうものも出てくるのじゃないかと思うのです。やはり外にだけ力を注いで国内の経済界といふものが不安定であったならば、これこそ国際的な信用を失う結果になるのではないかと思うわけなのです。そういう面でい

四十二年度だけでも百億あるいは百数十億に近い海運利子補給を続けなくちゃならない。もしこれを続けていくならば、そうなってきますと一業種だけに対しそれだけの補給をしなくちゃならぬ。いその価値論、他産業に対してそれだけの補給をし、助成をしてやるべき産業も一ぱいあるわけなんであります。だから、いままで恩恵を求めていつも受けられなかつたいろいろな産業がござります。そのような価値論の上からいきましても、国内の財政の硬直化によりましてこのような今日の状態になつておりますから、それだけの利子補給する余裕があるならば国内の経済回復のために、そちらに向けるべきじやなかろうか、そのように考える次第なんですけれども、国内の経済状態が大事か、あるいは国際競争が大事かという、簡単に言うならばそういう問題点になるのですけれども、私は国内の経済力を充実してから外国に伸びていくのも一つじやなかろうかと思うのです。また、それだけに利子補給、それだけの財源があるならばその財源を価値的に使うべきじやないか、また、事実、財政資金で建造資金に七割ないし八割、このように融資するのは開銀としても異例なことではないかと思うわけなんです。このような異例なことをいままで繰返されてきて、いるわけなのですが、開銀のこのような財政資金というもののがあり方というのは、御承知のとおりに、市中資金の誘い水になるためのそういう一つの措置としてとられる場合もあるわけなのです。そういうことも考えるならば、海運業界としてもそういうことに頼るだけでなくして、自立してやっていく道もあわせて考えていくべきじやなかろうか。大臣お急ぎのようでございますが、そういうものをまとめた上でひとつ御答弁を願いたいと思うのですが。

されなければならぬと思ひます。そこで、このよ  
うな利子補給に使う金をほかの場合に使つた場合  
に、もつとより多くのプロフィット、ペネフィッ  
トがあるのではないかという御指摘でござります  
が、なるほどそういうことも考えなければならぬ  
と思ひます。しかし、国内産業全般を見ますと、  
高度経済成長の成長力というのはきわめて旺盛でござ  
りますて、中小企業におきましては近代化のた  
めに国がもつと補給したり何かしたりする必要が  
あると思ひますけれども、少なくとも基幹産業と  
かその他の大産業に至りましては、大体自己資本  
で三十何億というような大きな設備投資をやつして  
いるわけであります。これは大体自分の力でやれ  
るものなのであります。それを圧縮するのに政府  
が苦労しているという情勢であります。海運に  
限りましては、そういうプロフィットがございま  
せん。そういうわけで、これは国家がかなり助成  
して、そこ入れしてやらぬと一人前にならぬとい  
う情勢にあると思うのでございます。そういう面  
から、先ほど海運局長から申し上げましたよう  
に、八億ドルにも及ぶ国際収支の赤字を埋めるとい  
う意味から考えましても、国民経済全般を考えま  
すと、費用対効果という点を考えると、そこへ  
重点を入れるということはそう失当なことではな  
い、そのように私は考へるのでございます。

長できない状態であるという大臣のお考えでござりますが、そういう状態でございましたならば、今後の再建計画は九百万トンということとございますが、その再建計画も来年度で一応は終止符を打つわけなんですが、その後の対策につきましては、海運政策はどうにお考えになつていらっしゃるやら、概要について御説明を願いたいと思うわけなんです。

○政府委員(堀武夫君) 再建整備計画は三十九年から五ヵ年、その名のとおり、危殆に瀕しておりました日本海運を再建するということ 자체が旗じ解消するということが直接の目標になつております。これはまだ若干の償却不足が残っておりますけれども、もうあと一年でこれは解消できるという見通しでございます。そうしますと、そこでわれわれが目標といたしました再建ということとの目的は一応達するわけでござりますが、しかし、それ以後日本海運がどのような方向に向かって考へるべきか、これにつきましては、私たちのいま検討いたしておりますところによりますと、再建から発展へと、発展という段階にいくべきであるというふうに考えておるものでございます。それで、ただいま田代先生から国内経済にいろいろ問題があるにもかかわらず、そういう国際経済のことばかり考へるべきではないじゃないかというお話をございましたけれども、国際収支というものがバランスのとれないということは、すなわち日本の国民経済の破綻を意味することになると思うのです。各国とも国際収支というものについては非常に敏感になつております。英國のボンド危機というのも、要するに国際収支のバランスがそれなくなつた。アメリカのドル危機も国際収支のバランスがそれなくなつたと、外航運送といふものは、即世界市場を土俵にしている企業でございまして、これがいえるわけでございます。そういう意味からいいますと、外航運送といふものは、即世界市

国際産業といわれるゆえんでございます。全く裸状態にあるわけでございます。そういう意味から日本海運を伸ばすということは、直ちに国際収支の改善につながるわけでございます。それからもう一つの観点と申しますのは、日本の産業を伸ばすについては、どういう産業に重点を置くべきかということはどうしてもやはり考えていくべきではないか。それでいろいろ産業がござりますけれども、一番伸びる素質をもつてゐる産業を伸ばすというのが一番いい方法である。日本の経済は非常に伸び率が高い、きょうの新聞によりましても、G.N.P.が非常に伸びている。しかしながら、一人当たり国民所得というものをとつてみますと二十一位である。イタリアの次であるということになるとどこまつていてございまして、伸びる素質のある産業を伸ばす、戦略産業と申しますか、あるいはリーディング、インダストリイとでも申しますか、そういうのを伸ばすことによってそれに関連するほかの産業の発展を誘発する。それによつて日本経済は伸び、そして一人当たりの国民所得も向上する。そうして国全体の経済が向上する、こういうことになると思うのであります。それで日本海運というものは戦前において世界第三位でございました。現在は世界第五位でござります。その戦前の世界第二位という地位から見ましても、日本海運といふものは伸びる素質のある産業であるというふうに私たちを考えおりまます。そうしてそれが直ちに国際収支の改善につながっておりますので、これは何としても日本海運を発展さすということが日本の国民経済のためにぜひ必要である。こういう前提にわれわれは立つております。そこで、社会経済発展計画で毎年二百万トンのペースで船をつくるということになつておりますが、今後の日本経済の伸びといふものは依然としてやはり続くという前提に立ちますと、やはり大量建造といふものは今後も引き続き行なわなければならないというふうに考えておられます。そうしますと、この大量建造といふもの

は、世界市場の土俵で外国海運と対抗していくためには、ただ船をつくるだけではだめであります。やはり競争力のある船腹をつくっていかなければならぬ。そうしますと、これから必要なことは、一船別の競争力というものを持つということが第一の条件。それからこの大量建造にたえ得る企業体力、企業それぞれがその大量建造にたえを進めていかなければならぬかと思うのであります。それで一船別の競争力というものはどうのようになってくるわけでございます。それでそのためにはどうすればいいかというふうにわれわれは考えを進めていかなければならぬかと思つてあります。そして得られるものであるか。何を目標として考へるか。競争力という以上は、これは相対的なものでございまして、相手が強ければ自分も強くならないわけなければならない。そういう点から考えますと、われわれの目標として考へるべきものは、日本みずから輸出をいたしております輸出船、これは世界の建造量の約半分に達しておりますが、少なくともこの日本からの輸出船の条件、いわゆる輸出船待遇を、少なくとも日本から出していく輸出船待遇には最小限すべきじゃないかということを目標にいたしておるわけでございます。日本から出していく輸出船は輸銀の金利四分。これは造船所貸し付けであります。非常に有利な条件で輸出されております。で、それに劣らないところの条件を持つ必要がある。こういう観点から具体策というものをいま検討をいたしておるわけでござります。

は、やはり日本の海運企業においても内部留保を十分持つべきである。そのためにはやはり税制を中心とした内部留保蓄積の対策というものを考えていく必要があるのではないか。一般的な対策としては、いま申しましたような二つのことが必要ではないか。そのほかに個別的な特別対策とでも申しますか、そういうものとして、たとえばコンテナ船がこれから出でますが、これに対し特殊の対策が要るかどうか、あるいは今後国際収支を改善していくためにはどうしても三国間輸送というものを強化していく必要がある、そのために何らかの措置が必要なんではなかろうか、そういうような観点からただいま検討をいたしております。

○政府委員(堀武夫君) 現行の利子補給法がことしの三月末で切れるということに際しまして、それ以後の利子補給といふものをいかにすべきやといふことにつきましては、われわれは去年の夏ごろからずっと検討してまいつたのであります。それでいろいろの意見がございました。われわれの最初の案は、現行のままで恒久的にやるべきではないか、あるいは当分やるべきではないか、あるいは五ヵ年計画のような計画をつくってその間やるべきではないか、あるいは経済社会発展計画の存在しておる間やるべきではないか、いろいろな意見がございました。それでいろいろな議論をした結果、ともかくにもいまの再建築整備計画というものはまだ一年残つておるんだ、もともとこの利子補給の強化といふのはこの再建築整備計画期間強化しようという目的であつたのであるから、ともかくにも五年計画に合わせてまず延ばすべきぢやないか、そうしてその再建計画といふものを一べん区切りをつけて、そうして再建から発展へという段階で新たな観点に立って、今度は全く新しい観点から総合的に検討をすべきではないかということに相なつたわけであります。それでそういう意味で一年とにかく延ばす、現行のままの形で延ばすのはあと一年であるという形になつたのであります。先生のおっしゃるとおり、中途はんぱと言えども確かに中途はんぱでございませんが、そこで一べん区切りをつけるということに相なつたわけであります。そうしてその後は新しい政策として立てるべきである。その場合、利子補給といふ形が残るか残らないか、これもわがりません。あるいは利子補給をやるにしましても、いまののような内容で残るかどうか、これも結論が出てみないとわからない、そういうところでござります。要するに、海運造船合理化審議会の答申を得た上で考えたい、こういうことでござい

○田代富士男君 そこで、私はこの前、海運白書をちょっとと読んでおりましたのですが、この問題と関係もあるだらうと思いまして。そうした場合に、この利子補給というものは御承知のとおりに、一定のそれだけの利益が上がった場合には返済金のある債務になつてゐるわけです、御承知のとおりでござりますが。そこで、現行制度では国内の船主は八分以上の配当があつた場合には利子補給がストップされる。また一割二分になつた場合は過去の補給分を返済する必要がある。このように見る説明がなされておりますが、元來この利子補給の性質というものは国際水準までの補給を目的とする。その目的でこの利子補給というのも考えられてきたわけなんですね。そうした場合に、このようなことから考えて、いま局長もこの点は申しておりますけれども、外國船主は幾ら一致できるような点が私自身納得できないわけなんです。こういうところにも矛盾点があるのじゃないかと思うわけです。それと、いま局長もこの高率配当しても低金利でできる仕組みになつてゐるわけですが、こういう点にもただ単に利子補給だけでなくして、こういう点も改善していくならばもっと生かす面もあるのじやないかと思うのです。そういうところに対する当局のお考えとしてはどうのように思つていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

られる過程におきましていろいろの面から妥協が  
できまいりまして、そうして現在の返納義務と  
いうのは法定されておるわけでござります。で、  
この利子補給が行なわれております間に、最初の  
そういう当初の目的から、ほかのこともいろいろ  
なことが考慮されてまいっております。たとえば  
国際金利水準のさや寄せということのほかに、い  
わゆる不況対策と申しますか、そういう意味合いで  
も当然加わってきておりますし、また市中金融の  
誘導という意味も加わってまいっております。法  
律が一たんできますと、いろいろな意味合いを  
持つくることも当然あるわけでございまして、  
そういう役目をしまの利子補給分が果たしておる  
ということをございます。で、今後この利子補給法  
というものは、先ほども申しましたような総合的  
な対策ができた暁においては、あるいは変わるか  
もしれません。あるいは利子補給が要らないとい  
うことになれば、また別でございますが、内容的  
にも相当検討すべきものがあるというふうに考え  
ております。

○田代富士男君 そうした場合に、監査をやりながらこれを運営していらっしゃるわけなんですが、一面に、利子補給を一割二分の配当があった場合には返済する義務があると、そのようになつた場合に、やはり営業成績をあげていった場合に、そのように返済しなくちゃならないといった場合に、これは政策上の問題ですけれども、意欲の、姿勢の問題ですけれども、まだそこまでの企業の内容の充実がなされてないんですから、そういう心配はないと思いますけれども、一面ではそのほど近くまでくるならば、まあ、いろいろな悪い考えを起こす、そういう企業体が出てくる可能性もあるんじやないかと思うんですが、そういう心配はもう全然お持ちでないのか、そういうことを配慮して監査の対象にされるのか、その点の考えはいかがでござりますか。

○政府委員(堀武夫君) 御質問の趣旨は、もう返済義務が発生しておるにかかわらず、その利益を隠匿して返済をしないというような不心得な企業がないのかと、こういう御趣旨だと思います。これは収入と支出をはつきり監査をいたしまして、人間の能力としてできる範囲の努力をいたしておりますが、すでにこの返納義務といふものは、今まで——まあ営業状態がいままでまだそんなによくございませんでしたので、あまりございませんが、若干のものはございまして、たしか四億ばかりの返納がすでにされております。今後もまた若干出てくることも考えられます。で、できるだけきびしく見て、そういう不正のないようにいたしたいと考えております。

○田代富士男君 これはちょっと話が変わります  
が、いま国際間の競争では、船腹量の増加と相まって、コンテナの対策あるいは三国間輸送の強化等、いろいろこれは特別対策として手を入れていらっしゃいますが、いろいろ私、白書やら、そ

のほかのものを見んでいるうちに、まあ定期船部門の問題が引つかかったわけなんです。この定期船部門の充実という点においては、これは力を入れなくちゃならないと思うのですけれども、この定期船部門に対しての充実がちょっとおくれているような感じがしてならないわけなんですが、これに対してもののような措置を講じられているのか、あるいは今後どういう方向に、この定期船部門の充実に対して対処していくのか、お考えになつていらっしゃる部分、お願ひしたいと思うのですが。

○政府委員(堀武夫君) お説のとおり、定期船部門はおくれている、もっと力を入れるべきである、同感でございます。で、定期船につきましては、最近の情勢から見まして、いわゆる発展途上国との問題がございます。自國貨自國船主義の問題、それが、これを伸ばしていくという場合の一つの障害といふものになるおそれがあります。それからもう一つは、いわゆる定期船は運賃同盟といふものが各航路ごとにつくられておるのを通常でございます。この航路同盟、運賃同盟といふものはいろいろ種類がございますが、たとえばクローズドコンファレンスというものがございまして、なかなか加盟自体がむずかしいというのもございます。そうして、定期航路といふものは、既存の競争社が何社かやっておる航路にあとから割り込んでいくためには、非常なりスクと勇氣を要するということは当然でございます。そういう問題が一つ。

それからもう一つは、定期船の船腹量自体が少ないのではないか、こういう問題があるわけでございます。

で、これらの問題、いろいろな面から考えて、かなきやならぬわけでございますが、私たちもいたしましては、定期航路政策としては、まず第一に、優秀な船腹を整備することである。しかも、競争力のある船腹を整備するということが第一であらうかと思います。そして第一には、集荷対策と申しますか、荷物を集めることである。しかも、

していく。それは国内のみならず、外国における集荷能力の強化という問題が第二であると思います。その他は、いろいろいま申しましたような話で、外交的な話し合いのようなものも必要になってくると思います。いま申しましたような点について、私たちは力を入れていきたい、かようには存じております。

○田代富士男君 次官をお見えでございますから、次官にひとつお尋ねしたいと思うのですが、いまも尋ねたわけなんですが、今度の第二十四次のこれが行なわれていきますと、利子補給の開発銀行の金額が百八十九億余りの金額になつてゐるわけなんですが、まあこれで、いま私は一貫して言っておるのですが、これをたとえば同じ運輸省の行政指導の上におきまして、毎日交通事故で多数の人が死んでおります。で、この国際競争力も大事ですが、一個の生命といふものはどうともいふのぢやないかと思うんです。だから、ここで私はちはガードレールとか、あるいは小学生のための陸橋というのも多々要望も出しておりますので、すけれども、たとえば百八十億ぐらいの金額があるならば陸橋やガードレールはもうどのくらい充実できるかわからぬわけなんですね。もちろん国際收支の改善ということが国民生活、日本の経済に与える影響は大ですけれども、私はそういうところから、これだけの利子補給をする財源の余裕は——ないとおっしゃるかわかりませんが、これだけの余裕があるとするならば、国民大衆のためにそういうふうにやるような行政指導をお持ちであるか、お考へでないのか、わざわざ次官おいでいただきましたから、次官に一言お聞きしたいと思うんです。で、私はきょうは休会明けのことでもございますから、きょうはこの程度で終わっておきたいと思います。

○政府委員(金子岩三君) 先ほどから御指摘の御意見はまことに同感であります。ただ、造船海運利子補給を直ちに取りやめて、その方向に予算をもつていくということがはたして適當であるかどうかということは、慎重に検討しなければならない

い問題だと思います。御意見はよくわかります。大きいにひとつ検討して、ただ経済成長だけ考えて政策をやると、やっぱり人間不在になるということは佐藤さんかねて言っておるんですが、御意見

○委員長(谷口慶吉君) まことに同感でござります。大いに検討いたして、いきたいと思ひます。

○委員長(谷口慶吉君) ちょっとと速記をとめて、  
〔速記中止〕

○委員長(谷口慶吉君) 速記をつけて。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

安貞長(谷口廣)

速記をつけて。

本日はこの程度にとどめ

○委員長(谷口慶吉君) 運輸事情等に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

方の会社で不採算路線を廃止したいということ  
が云々ついてるがどうも幾十か月も二二二

か仕事でわざわざお会いしますかといふことを  
ちょっと聞いたのですが、そのときにどこの会社

かというお尋ねがあつて、あらためてということできょうに持ち越しておるので、その点について

まずお尋ねをしたいのであります、私の質問の

ことはか不足をして、どこの会社かというふうに聞かれたと思うのですが、全般的な問題として考

えてもいいと思うのです。これは一つは会社全体の運営が成り立つて、ある場合の不採算路線の場合

と、經營全体が赤字であつて不採算路線が、特に

どういいますか、条件の悪いものをそれを休止すれば企業として成り立ち得る場合と、こういう二

つの場合があると思うのです。そこで、全体が黒字であれば不採算路線だけやめると、こうことは、

これは許されるべきじゃないと思うのですが、全

体が赤字で極端な不採算路線を廃止したいという場合に、これを認める場合と、認めないというな

らば、それが運行でき得るようなことを國として考へてやら必要がある（「やま」、六二、二、）

考案する必要があるのじつがいがと、こういふ立場でひとつ政府の方針を承りたいと思いま

○政府委員(鈴木瑞吉君) 私、自動車局でござい  
す。

第十部 運輸委員會會議錄第十五號

卷之三

との接点であり、ここにやはり問題があるのだけではないかと私存じます。したがいまして、そういうような問題があるのは、そういう接点の場合であると私存しておりますけれども、そういう場合にはやはり地元とよく話をます。それでその路線をかりに廃止する場合には、地元に対して、地元住民に対して、どういう公益性の損害を与えるのであるかということを十分検討する必要があると思います。それで、やはりその場合にはあらかじめ話し合いをいたしまして、もしできましたならば、そういう面については地元といたしまして、自治体といたしまして、それではひとつ補助金でも出そろかと、そういうような話し合いも私があるかと存じますし、そういう例もございます。また、その前に自分で、たとえば経営管理の委託などで、いうような方法もございます。やはりそういういろいろな手を打って、打った結果どうしても他元と話し合いかつかないということであれば、社会的影響があるかと思ひますけれども、やむを得ないものは、これはまた廃止の認可をしても差しつかえないのではないか。しかし、これは最後の最後の手ではないかと私存じておるわけでござります。また、場合によりましたら、その自治体でもつてそういう特殊な通勤なり通字に使うような輸送網が必要ならば、自分でそういった輸送、運送をマイクロバス等で市町村でやるとか、そういう手もあるはあるかと存じます。そういういろいろな可能性の問題を具体的な個々のケースにつきまして検討した結果措置すべきであるというふうに考えておる次第でございます。一般論としてはそういう原則でございます。

悪化しておりますから。こういう中で不採算になつたという一つの理由は、やはり乗客の減ることと人件費その他の経費が高まってきたということと二つにあると思うのですけれども、どちらにしても、利用者が減つたという大きな条件が経営を困難にしておるという факторとして取り上げることができると思うのです。そういう場合にいまのお話ですと、認可したものだから簡単にはやめさせることはできぬとおっしゃつても、経営がそれでは困るのであります。そういう固定した考え方ではないかぬと思うのですが、しからば地元と相談をせよということで、地元でいろいろ相談をするが地方の自治体としては何らこれに対し助成をする余地がないということがはつきりすれば、その際はそれでは廃止することをお認めになります。

○政府委員(鈴木彌吉君) 実は先生御承知と存じますけれども、特に辺地のバス輸送につきましては、これは離島もそうですござりますけれども、特に補助を、実は赤字補助という助成をしておりままでの、これは実は非常な離島とか非常な辺地でございまして、そういう事業全体自体が運営しても赤字だというところに対してもいまやつておられます。したがいまして、ただいま御指摘のような一部の不採算路線が赤字だという場合に対してもたして補助すべきであるかどうかという点、これはなかなかむずかしい問題だと存じますし簡単には私はこういう国家的な補助はできないのではないか。したがいまして、やはり地元の住民だけの問題からすればやはりその地元の自治体が何らかの手を打つべきではないだろうかというふうにまず第一に私ども考える次第でござります。

○小酒井義男君　それで地元の自治体として話し合ひがつけ抜けっこですが、地元の自治体ではそれだけの財政的な余裕がないといって断わられたという段階にすればその休止もやむを得ぬといふうに認めざるを得ないのじやないか。認めないということならば、その路線に対する政府としての補助なり何か経営が続けられるような条件と

いうものを考えてやる必要があるのじやないかと  
いうのです。その点はどうなんです。  
○政府委員(鈴木瑞吉君) まあそういう地元でも  
財政的困難で何もできないのだということになれ  
ば、極力政府として何らか援助の手を打つべきだ  
と存じます。しかし、それもいま申しましたよう  
に、辺地とかあるいは離島のような場合はまあま  
あよろしいのでござりますけれども、採算路線も  
かかえておりますようなところはそう簡単に私は  
助成というふうにはいかないのではないかとい  
うように思うのですがね。

○岡本信君 関連。いま小酒井先生がおっしゃつ  
た、かりに地元と話し合ひがつて、地元がそれ  
では補助金出しましようということになつた場  
合、かつて奈良県でしたか、地元が補助金を出し  
ておつたのが問題になつて、行政管理庁が取り上  
げ、それは運賃の不当収受だというふうなこと  
で相当問題にしたのではないですか。その点はどう  
うなんです。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 奈良県の問題はよく実  
態を調べましたところが、そういう性質のもので  
はなかつたのだといふことははつきりしまして、  
これは現在認められております。

○小酒井義男君 そこまでまた議論の蒸し返しの  
ようになるのですが、国として何か考えなければ  
ならぬといつても、地方鉄道軌道でしたら例の整  
備法というのがあって、そして赤字の場合には補  
助が出来るのです、これは微々たるものですが、  
これは出せる。自動車の場合は離島以外でそういう  
法律はないのですね。ですから出そうとしても  
なかなか出る理由が私は見つからぬと思うのです  
が、地方鉄道整備法と同じようなふうに、やはり自  
動車の事業に対しても全体が赤字で、しかも赤字  
路線を存続しようという場合には同じような  
法律をつくる必要があるのではないかと思うの  
です。そういうものをお考えになつたらどうかと  
思うのですが、どうですか。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 実は過疎地帯に対する  
交通対策という問題もございますが、とにかく特

にバスにつきましてそういうような制度をつくる  
べきかどうか、これは検討の価値があらうかと存  
じます。現在それについてまだ検討いたしており  
ませんが、検討いたしたいというふうに考えてお  
ります。

○小酒井義男君 自動車局長ね、あなたまだ自動  
車局長におなりになつてあまり長くないので、あ  
なたを責めるというわけではないのですが、ずっと  
と運輸行政全般を見ておつて、海のことには非常  
に熱心なよう思ひますが、海運関係には。と  
ころが陸の上、地方鉄道だのバスとすることにな  
ると、これは事業者も非常に力が弱いですし、一部  
の大手を除いては、そして結集して何かやろうと  
いう何もないですから、そういう点で非常に取  
り残されている。ですから非常に無理をして古い  
車を使つたりどんどんワンマン化を進めたりして  
やつているのが現状だと思ひます。やはりもう  
少し特に中小の私鉄バスというものの現状とい  
うものを調査をされて、これが安全に日常の業務が  
なし得るような施策をこらで考へてもらいませ  
んと、年々非常に古い鉄道のいつ脱線するかもわ  
からぬといふようなところで電車が動いておつた  
り、バスなんかでももうとうに車両の交換をしな  
ければならないのをいつまでも使っておるといふ  
ような例が各地で見られるのです。こういう点に  
ついて大臣がおられたら大臣から答弁をしていた  
だくことがいいと思うのですが、とりあえず自動  
車局の関係でも早急にやはりひとつ対策を立て  
いただく必要があると思うのです。

○政府委員(鈴木瑞吉君) その点につきまして、  
実はまだ具体的な対策を立ておりません。しか  
し、これは私どもやはりやるべきことであ  
ると存じます。御鞭撻いたきましたので、これ  
から大いに検討していきたいと思います。前向き  
で検討していきたい、こういうふうに存じております。

○小酒井義男君 それから、この問題について大  
臣が出席されたらもう少し聞きたいのですが、そ  
の間にほかの問題を一つちょっとお尋ねをいたし

ますが、岡山県下で美作バスですか、中鉄バスが  
べきかどうか、これは検討の価値があらうかと存  
じます。現在それについてまだ検討いたしており  
ませんが、検討いたしたいというふうに考えてお  
ります。

○小酒井義男君 不適当なりという判断をして  
ます。陆運局の手から本省のほうに最近きたとい  
うふうに私は聞いております。私まだ見ておりま  
せんけれども、本省に届いている

というふうに聞いております。

○小酒井義男君 陸運局から本省にくる場合に  
は、それが不適当なものであるという判断をされ  
ば本省に送達する必要がなくなると思うのです  
が、そうすると陸運局の意見はどういうことに  
なつておるかお尋ねしたいのです。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 私いまこの件につきま  
して陸通局からきました書類、まだ実は見ており  
ませんので、たいへん申しわけないのでございま  
すけれども、ルールといたしましては一応のこう  
いう申請があつたということをまず本省へ裏伺と  
しておきます。まだ運輸審議会に正式に出てお  
るというようなことはないですね。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 私の知つております限  
りにおきましては、まだ運輸審議会に正式に出て  
おるというふうに思つておりません。

○小酒井義男君 そこで局長の見解を承りたいの  
ですが、同じ会社が傍系を含んで資本の七五%く  
らいのものを持っておる会社で営業をしておる路  
線と同じところに新会社をつくるということです  
ね。しかも現地のバス会社あるいは従業員の結成  
しておる組合はあげて反対をしておると、こうい  
うふうなものを許可すべきものだというふうにお  
考へですか、却下すべき性質のものだというふう  
にお考へですか。

○小酒井義男君 私、本件につきまして、それを本省は受けま  
して、それでは現地陸運局で調査すべきだといふこ  
とを言つて返すわけです。現在きておりまます  
のは、こういう申請がありましたと、この段階でござ  
います。したがつて、調査しろというふうに私どもはまだ言つ  
ていいと思います。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 私、本件につきまして、まだ具体的な事項につ  
いて、それでは現地陸運局で調査すべきだといふこ  
とを言つて返すわけです。現在きておりまます  
のは、こういう申請がありましたと、この段階でござ  
います。したがつて、調査しろというふうに私どもはまだ言つ  
ていいと思います。

○小酒井義男君 そうしますと、運輸審議会に書  
類が出ておるんじやないかということをちょっと  
聞いたものですから、もし運輸審議会に出ておる  
ないかというふうに思います。

とすれば、運輸省自動車局としての意見をおそらく  
つけ加えて出されることになると思ひます。それにつ  
いて本省でも判断をいたしまして、参考とい  
う内容であつても運輸審議会のほうにその書類  
を送ることになります。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 一般のルールといたし  
く手続をとつておつたように聞いているのです  
が、これは何かその後まだ現地で書類がとどまつ  
ておるものか、本省のほうまで送達されてきてお  
るのか、その間の事情をまずお尋ねしたい。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 私いま確認はいたして  
おります。

○小酒井義男君 陆運局の手から本省のほうに  
まだ見ておりませんけれども、陆運局の意見はどう  
いふうに聞いております。

○小酒井義男君 不適當なりという判断をして  
ます。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 陆運局の意見はどういふ  
うに思つておりません。

○小酒井義男君 陆運局から本省にくる場合に  
は、それが不適當なものであるという判断をされ  
ば本省に送達する必要がなくなると思うのです  
が、そうすると陆運局の意見はどういうことに  
なつておるかお尋ねしたいのです。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 一応そういうルールで  
ございますので……。

○小酒井義男君 そうすると、これはまだ陆運局  
と本省との関係で、本省から運輸審議会に出てお  
るというようなことはないですね。

○政府委員(鈴木瑞吉君) 私の知つております限  
りにおきましては、まだ運輸審議会に正式に出て  
おるというふうに思つておりません。

○小酒井義男君 そこで局長の見解を承りたいの  
ですが、同じ会社が傍系を含んで資本の七五%く  
らいのものを持っておる会社で営業をしておる路  
線と同じところに新会社をつくるということです  
ね。しかも現地のバス会社あるいは従業員の結成  
しておる組合はあげて反対をしておると、こうい  
うふうなものを許可すべきものだというふうにお  
考へですか、却下すべき性質のものだといふうにお  
考へですか。



返還の請求については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第七十八条第一項又は第二項の自動車損害賠償保障事業賦課金を納付していない旧自家保障者又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県若しくは地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の当該自動車損害賠償保障事業賦課金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に他の会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れていない国が運行の用に供する自動車についての旧法第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額の自動車損害賠償責任再保険特別会計への繰入れについては、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部改正)

第七条 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第十五条第二項中「他の会計」を「一般会計」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二百三十四号)附則第五条第二項の規定により従前の例によつて他の会計から繰り入れられる繰入金についての第五条及び第十五条第二項の規定の適用については、これらの条中「法第八十二条第一項の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「法第八十二条第一項の規定による一般会計からの繰入金、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律(昭

和四十三年法律第二百三十四号)附則第五条第一項の規定により従前の例によつて他の会計から繰り入れられる繰入金」とする。

(運輸省設置法の一部改正)

第八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十二号の五を次のように改める。

四十一の五 削除

第二十八条第一項第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第五十一条第一項第二十号の三を次のように改める。

二十の三 削除

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約三億円の見込みである。